

9月24～30日は結核・呼吸器感染症予防週間です

咳や痰が2週間以上続くようなら、医療機関を受診しましょう。病気を早期発見できれば、重症化を防ぐだけでなく、大切な家族や職場などへの感染拡大も防ぐことができます。症状がなくても、定期的に健診を受けましょう。

例年、呼吸器感染症流行前のこの時期から「手洗い・手指消毒」、「換気」、「マスク着用を含む咳エチケット」など感染対策をしましょう。

問 困健康づくり課保健予防係
(☎内線1172)



県HP



市胸部検診HP

国民年金からのお知らせ

■産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(多胎の時は3か月前から6か月間)の国民年金保険料は、申請することで免除されます。産前産後免除期間として認められた期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。すでに該当期間分の保険料を納付している場合は、該当期間分の保険料は後日返されます。免除・納付猶予を受けている場合も、将来受取ることができる年金額が多くなるので、必ず産前産後免除の申請をしてください。

対 平成31年2月1日以降に出産した国民年金第一号被保険者

申 母子健康手帳、年金手帳や基礎年金番号通知書など基礎年金番号

が分かるものを持参し、困国保年金課か困住民福祉課にご相談ください。出産予定日の6か月前から出産後はいつでも申請できます。

■第3号被保険者は配偶者の転職や退職などでも届出が必要です

国民年金の「第3号被保険者」(厚生年金や共済年金に加入している配偶者に扶養されている20歳以上60歳未満の人)は、本人が

就職したときだけでなく、配偶者が転職・退職したときなども届出が必要になります。詳しくは高崎年金事務所にお問い合わせください。また、マイナポータルから電子申請も可能です。利用に関する不明な点は、年金機構のHPをご確認ください。



年金機構HP

届出事由	届出者	届出場所
3号から1号へ 配偶者が退職したとき・配偶者が死亡したとき・本人の収入増や離婚などにより、配偶者の扶養でなくなったとき・配偶者が65歳になったとき	本人	市役所
3号の種別確認 配偶者が転職したとき(退職した翌日に再就職したとき)	転職後の勤務先事業所	年金事務所

文化・生涯学習

culture・lifelong learning

安中文化会ミニ講演会 「東山道の歴史を学ぶ」

安中文化会は「東山道の歴史を学ぶ」をテーマに、市の歴史と文化を楽しみながら学べる講演会を開催します。ぜひご参加ください。

日 9月10日(水)

時 午後1時30分～3時30分

場 文化センター・大会議室
講師 井上慎也氏(市文化財課)

対 市民

料 無料

問 ☎381-0586(事務局)

松井田文化会館

問 ☎393-4400

中央ろうきん友の会 安中支部 第16回定期総会(小ホール)

日 9月4日(木)

時 午後1時30分(1時開場)

料 無料

問 ☎090-8876-4655(田中)